

# 令和2年度第3回障害保健福祉施策連絡会会議録

## 1 開催日時

令和3年1月15日（金） 午前10時から午前11時まで

## 2 開催場所

浜松市役所 本館8階 第4委員会室

## 3 出席状況

（出席）

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

ぞうさんの会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（欠席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

（浜松市障がい者基幹相談支援センター）

（事務局 障害保健福祉課）

## 4 議事内容

- （1） 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画にかかるパブリック・コメントの結果について
- （2） 障がい者自立支援協議会活動報告
- （3） その他

## 5 記録の方法

発言者の要点記録

## 6 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画にかかるパブリック・コメントの結果について事務局より資料1に基づき説明。

パブリック・コメントの募集結果について、個人4人、18の団体から意見提出があった。意見数は85件で、内訳は、提案22件、要望31件、質問31件、その他1件となっている。意見数が多数なため、本日は案の修正を行った14件を抜粋して説明する。

【提案1】地域生活支援拠点の整備は障がい者基幹相談支援センターのみで実施するものではなく、事業者を含め地域全体で実施するものであると思われるため、それが伝わる記載にしたらどうか。

提案のとおり、次のように計画案を修正する。

・障がい者基幹相談支援センターが中心となり、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施することで地域の体制整備を進めました。

【提案2】特別支援学校卒業生の一般就労と計画の就労支援施設からの一般就労は分けるべき。就労支援施設等から一般就労への移行の実績値には特別支援学校の卒業生も含まれているか。計画案8頁及び20頁の特別支援学校生徒に対する記述は、誤解を招くので削除すべきではないか。

一般就労への移行者数には特別支援学校は含まれていないため、次のように計画案を修正する。

8頁 障がいのある人の雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がいのある人の雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。

20頁 記載なし

【質問4】『福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と目標』における令和2年度～令和5年度の移行人数の目標値の根拠は何か。

地域生活への移行の目標値については、令和元年度末時点の入所者のうち6%以上が

令和5年度末までに地域生活に移行できるようにするという国の方針があり、浜松市では、令和元年度末時点の入所者652人で算出すると40人であるが、地域生活支援施策の展開を考慮し45人と見込んでいる。

浜松市では、計画的に地域生活への移行を進めるため年度目標を設定していたが、国の基本指針では、計画最終年度における累計移行者を設定するものであるため、年度目標は削除する。

【提案5】地域生活支援拠点等が有する機能は、国が示す5つの機能があり、そのうち「相談」機能の記載がない。「相談」機能についても記載してほしい。

「目標値の考え方と取り組み」の記載について、次のように計画案を修正する。

- ・緊急時における必要な福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を継続するとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・専門的な対応を行うことができる人材の育成を行います。

【提案6】「6相談支援体制の充実・強化等」について、国の定める障がい者基幹相談支援センターを中心とした支援体制の整備は、浜松市においては概ね整っていると思われる。目標値の考え方と取り組みにおいて、浜松市として現在取り組みをはじめている障がい者自立支援協議会の相談支援部会について記載してはどうか。

相談支援体制と障がい者自立支援協議会とは関連があり、相談支援体制の充実にもかかわってくるため、次のように計画案に追記する。

- ・障がい者自立支援協議会において、障がい者基幹相談支援センター及び市内に5つ設置する障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化について検討してまいります。

【提案7】障がい者基幹相談支援センターは、障がい者相談支援センターの立場からするとバックアップや制度調整をする機関としてとても心強い存在である。障がい者基幹相談支援センターが継続して充実した取り組みを実施できるよう、事業や実績について掲載してはどうか。

相談支援体制の強化を図るため、障がい者基幹相談支援センターが担う支援（専門的な指導・助言、相談支援事業者人材育成、地域相談との連携強化の取組）について今後の見込件数を掲載する。

【提案9】障害福祉サービスについて見込量の考え方のみを記載するのではなく、見込量の確保のための方策等の記載が必要ではないか。

第3章のはじめに次のように計画案に追記する。

- ・本計画において、サービス見込量を計画するとともに、下記により見込量確保に努めま

す。

事業者等に広く情報提供を行う等により事業者の参入を促進します。

事業実施の意向を有する事業者の把握に努めます。

【提案13】施設入所支援について、入所待機者が増加傾向にあるという認識なのに実績値を下回る計画になっている。実態と反している計画では意味がないのではないか。

次のように計画案を修正する。

・障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる体制整備を進めるとともに、入所待機者の解消にも取り組んでいきます。

【質問20】地域生活支援事業の③相談支援事業の設置数が令和2年度から15から5に減少している理由は何か。

令和2年4月から相談圏域を中区、東区、西・南区、北区、浜北・天竜区の5つとし、15か所ある障がい者相談支援事業所を障がい者相談支援センターとして再編した。内容がわかるよう次のように計画案を修正する。

・令和2年4月に市の相談圏域を5つとし、15か所あった障がい者相談支援事業所を各相談圏域に1つの相談支援センターとして再編しました。その障がい者相談支援センターにおいて必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

【質問21】計画案38ページにある意思疎通支援事業について、「要約筆記者派遣件数」となっているが、「件数」ではなく「人数」ではないか。

派遣人数となるため、手話通訳者派遣者件数も同様に「人数」に計画案を修正する。

【提案20】移動支援事業の実施に関する考え方の欄へ浜松市移動支援従事者養成研修の実施で支援者の確保に努める旨を記載してはどうか。

利用者の増加に伴い支援者養成の必要があることから、従事者養成研修を実施しているため、次のように計画案に追記する。

・利用者の増加に伴い支援者養成の必要があるため、移動支援従事者養成研修を開催します。

【提案21】専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業について「盲ろう者向け通訳者」を「盲ろう者向け通訳兼介助者」と修正してほしい。

次のように計画案を修正する。

・盲ろう者向け通訳・介助員

【質問24】専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修修了者数の計画値が、県の養成講座定員20人に対して、浜松市の計画値が令和5年度に12人というのは現実的では

ないのではないか。

計画案の見込値は県全体の見込みとなっており、養成研修は静岡県と静岡市、浜松市で共同で開催しており、それぞれの自治体の数値は出ていないため、実施していく旨の記載に修正する。

【質問25】専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の利用件数が浜松市の派遣数としては多いのではないか。

静岡県と静岡市、浜松市で共同実施している事業で計画案に掲載した数値は県全体の数値であったため、実績は浜松市における実績値、計画値については実施していく旨の記載に修正する。

〈視覚障害者福祉協会〉

重度障害者等就労支援特別事業が昨年施行され、まだ一部の市町村しか実施されていないが、浜松市としてこれから実施されるのか。視覚障害者の場合、はりきゅうやマッサージの仕事をしていることが多いが、同行援護は仕事では利用ができない。新しい法律が施行されることによって、仕事に対応できるのか聞きたい。

〈事務局〉

当事業は施行されたばかりであるため、今回の福祉計画には記載はされていない。今後また施策をよく読み込み、どういった対応が適切か検討していきたい。

〈視覚障害者福祉協会〉

同行援護について、マッサージの資格をもっている視覚障害者が医療関係の講演を聞きに行く際に、仕事に関連するから同行援護は利用できないと言われた事例がある。新しく法律が施行された機会に、同行援護についてもこのような事例でも利用できるようにしてほしい。

〈事務局〉

新しい施策であるため、内容を把握し法律的に問題がないか確認していく。その中で利用が可能ということであれば、サービスを提供する事業所等にも十分な説明をして周知をしていく。

〈浜松ろうあ協会〉

盲ろう者の派遣事業利用件数について、浜松市の実績値がいつ頃把握できるのか教えてほしい。

〈事務局〉

盲ろう者の派遣事業利用件数ですが、静岡県と静岡市、浜松市で共同実施している事

業であり、県全体の実績を県が把握している。浜松市の実績値について県に確認中であり、いつ頃出るのか再度県に確認する。

〈浜松ろうあ協会〉

意思疎通支援を行う者の養成研修について、静岡まで通わなければならない。浜松市で開催されれば通いやすいが、開催地についてはどうか。

〈事務局〉

研修の開催地について、県と調整できるようにあればしていきたい。

(2) 障がい者自立支援協議会活動報告について

事務局より資料 2-1・2-2 に基づき説明。

今年度の浜松市障がい者自立支援協議会の年間予定について

- ・市の全体会 2回開催予定
- ・事務局会議 毎月開催
- ・企画会議 委託相談支援センターと基幹相談支援センター、行政の会議  
隔月開催 臨時で2回開催
- ・専門部会 相談支援部会、生活支援部会、権利擁護部会 それぞれで活動を行う

【専門部会について】

●相談支援部会

計画相談ワーキング 目的：計画相談やサービス利用の現状、相談員の困り感を把握することで、計画相談の質の向上、体制・仕組み作りについて検討する。

今後の予定：令和3年1月より計画相談支援事業所から計画相談の仕組みについて課題提案された意見をワーキングにて検討

委託相談評価ワーキング 目的：委託相談に必要な機能を定期的に見直し、機能強化と標準化を図ることをねらいとして評価目的や方法などを検討する。

今後の予定：令和3年3月末までに評価指標を作成し、モデル評価を実施する

●地域生活部会

こどもワーキング 目的：子どもの状況に応じて必要なサービスやサービス量を判断していく必要があることから、共通の障がい児相談支援ツールを作成する

活動状況：令和2年11月、12月にアセスメントツールに関する研修会を開催

今後の予定：関係機関（計画相談、児童発達支援、放課後等デイサービス）へのアセスメントツール周知  
アセスメントツールを活用した連携の仕組みづくりの検討

●権利擁護部会

虐待対応ワーキング 現在進めている状況のため、改めて報告する

障がい者自立支援協議会については、専門部会やエリア連絡会だけでなく、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会や、医療的ケア児等支援協議会とも連携し、情報の共有を図っていく。

〈アクティブ〉

前回は話が出たが、自立支援協議会について構成する人が減ったと聞いている。何を話し合っているのか分からないのは不安であるため、改善してほしい。

〈事務局〉

貴重な意見として対応していく。

〈視覚障害者福祉協会〉

視覚障害者のリハビリということで、福祉会館でサウンドテーブルテニスをやっている。会員の中には全国レベルで活躍している人もいる。福祉会館が閉鎖になった段階で、元高砂小に場所を確保してくれるとのことだが活動できる時間が少なくなってしまった。会員からももう少し増やしてほしいとの要望が出ており、できる限り視覚障害者のリハビリとしてもサウンドテーブルテニスが自由にできるように進めてほしい。

〈事務局〉

要望として主管課の福祉総務課と話をしていく。

〈アクティブ〉

いろんな会議がオンラインで開催されているため、この会議もオンライン対応はできないか。

〈事務局〉

開催方法について検討していく。

〈浜松ろうあ協会〉

オンライン開催の場合、手話通訳者をどのように対応するのも含めて検討してほしい。

〈事務局〉

意見を参考に検討していく。

〈事務局〉

パブリック・コメントの結果を踏まえ、いろいろな団体や協議会にかけ、調整した上で最終案が決まるため、本日説明した内容とは変わる可能性があることをご承知おきいただきたい。

以上で当事者部会を終了する。